

**就任しました  
区議会議員・副議長、区議  
会議員選出監査委員**

5月29日に開かれた令和8年度墨田区議会定例会招集議会で、議長に坂井ユカコ氏、副議長に高橋正利氏が選出され、同日付けで就任しました。また、区議会議員選出の監査委員に、はねだ福代氏が選任同意され、同日付けで就任しました。

**[問合せ]**▶区議会議員・副議長＝区議会事務局庶務係 ☎5608-6350 ▶区議会議員選出監査委員＝監査委員事務局 ☎5608-6321



坂井ユカコ 議長



高橋正利 副議長



はねだ福代 監査委員

**令和8年度で終了します  
家族介護慰労金事業**

要介護4・5の方を、1年間介護保険サービスを利用せずに在宅で介護する親族に対し、慰労金を支給する「家族介護慰労金事業」は今年度で終了します。申請期限は9年3月31日です。詳細は区HPをご覧ください。



**[対象]** 次の全ての要件を満たす方 ▶ 要介護4・5の親族と同居し、その方を在宅で介護している ▶ 介護に伴う報酬を受けていない ▶ 介護保険サービスを1年間利用していない \*7日以内のショートステイを除く \*3か月以上入院した場合は、その期間を介護期間から除く ▶ 1年間の起算日時点で、世帯全員が住民税非課税である **[申込み]** 9年3月31日までに高齢者福祉課支援係(区役所4階) ☎5608-6168へ

**手続等をお忘れなく  
児童手当・児童育成手当**

児童手当の現況届は原則提出不要ですが、児童と別居している方等は提出が必要です。該当する方と児童育成手当を受けている方には現況届の案内を送付済みです。

現況届の提出は、子どもの養育状況等を確認し、各手当(6月分～翌年5月分)の支給可否を決めるために必要な手続です。提出がない場合、手当が受けられなくなりますので、現況届の案内が届いた方は、6月30日(必着)までに提出してください。

**■6月期分(児童手当4・5月分、児童育成手当2月分～5月分)の支給**

各手当の6月期分を指定口座へ振り込みました。個別には通知しませんので、通帳への記帳等でご確認ください。また、6月期分の振り込み後に金融機関・支店・口座番号を変更する場合は、必ず届出をしてください。

**[問合せ]** 子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160

**ボウフラ対策が重要です  
蚊の発生防止対策**

梅雨から真夏にかけては、蚊の発生が増える季節です。殺虫剤等で蚊を駆除しても、ボウフラ(蚊の幼虫)が生き残っていると、数日でまた発生します。ボウフラは、庭や物陰にある小さな水たまりに産み付けられた卵がふ化することで発生しますが、水がなければ生きられません。屋外にある植木鉢の受け皿やバケツ、食品トレーなどの容器、落ち葉で詰まった雨どい、古タイヤ、防水シートの緩みなどにたまった水を捨てて、ボウフラの生育環境をなくしましょう。また、防火水槽など水をためておくものには、しっかりと蓋をするか防虫網を掛け、蚊が産卵できないようにしておきましょう。

**[問合せ]** 生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939

**誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ  
ヘルプカードをご利用ください**

障害のある方が周りの方に手助けを求めるカードです。



**[問合せ]** 障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX 5608-6423

**保護者の負担を軽減します  
私立幼稚園等の保育料等補助金**

私立幼稚園等に通園している子どもの保護者に、下表のとおり各補助金を交付いたします。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。



**[対象]** 次の全ての要件を満たす方 ▶ 4月1日以降、墨田区に住民登録がある ▶ 子どもが私立幼稚園等の満3歳児クラス～5歳児クラスに通園している ▶ 入園料・保育料を納めている **[申込み]** 随時、通園している私立幼稚園等へ **[問合せ]** 子ども施設課保育給付担当 ☎5608-1583

補助金名	補助上限額	交付方法等
入園料補助金	園児1人につき7万円	保護者に直接交付
保育料補助金(その他納付金を含む/私学助成園のみ)	世帯の特別区民税等の所得割課税額に応じて決定	3万3000円までは幼稚園が代理受領し、3万3000円を超える場合は、差額を保護者に年3回交付
特定負担額補助金(新制度園のみ)	園児1人につき月7300円	幼稚園が代理受領
給食費等補助金	園児1人につき月3750円	保護者に直接、年2回交付

**ぜひご利用ください  
すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5)の  
地元ボランティアによる展示解説**

**[とき]** ▶ 個人＝毎月第3日曜日午後1時～4時

▶ 団体(20人以上)＝申込時に調整 **[申込み]** ▶ 個人＝当日直接会場へ ▶ 団体＝電話で、希望日の1か月前までに問合せ先へ **[問合せ]** すみだ郷土文化資料館 ☎5619-7034



**薬物乱用は  
「ダメ。ゼッタイ。」**

誘われても、勇気を持って、はっきりと断りましょう!

**[問合せ]** 生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939



**クールスポットを利用して、  
熱中症を予防しましょう**

熱中症予防のため、冷房が入った施設を一時的な避難所「クールスポット」として開放しています。区や都の施設のほか、下表の協力団体の施設を利用できます。詳細は区HPをご覧ください。

**[問合せ]** 環境保全課環境管理担当 ☎5608-6207 \*協力団体の募集も実施中



協力団体施設名	所在地	開放期間	開放日時
松の湯	緑3-4-6	9月30日まで	月曜日～金曜日の午後2時～午前0時、土・日曜日午前8時～午前0時
NTTドコモ歴史展示スクエア	横綱1-9-2-1階		火曜日～土曜日の午前10時～午後5時 * 祝休日を除く
クオール薬局押上駅前店	業平4-17-17	8月31日まで	月曜日～土曜日の午前9時～午後6時 * 土曜日は午後1時まで
ノウドひきふね	東向島2-29-13	9月30日まで	火曜日～日曜日の午前10時～午後7時 * 混雑時は飲食利用者を優先
クオール薬局向島店	堤通1-19-11-2階	8月31日まで	月・火・水・金・土曜日午前9時～午後6時 * 火曜日は午後5時まで、土曜日は午後1時まで
ウエルシア薬局墨田八広店	八広1-30-10	9月30日まで	月曜日～土曜日の午前9時～午後8時 * 祝休日を除く
クオール薬局八広店	八広2-1-2	8月31日まで	月曜日～土曜日の午前9時～午後5時半 * 水曜日は午後7時半まで
株式会社ホンダ地所	八広5-30-10-1階	9月30日まで	月曜日～日曜日の午前9時～午後5時
そんぽの家 s 東墨田	東墨田2-3-18	8月31日まで	月曜日～日曜日の午前10時～午後4時 * 入館証の記載が必要
区内郵便局	区内26か所	9月30日まで	月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 * 祝休日を除く

